

諮問日：令和元年7月26日（令和元年度（最情）諮問第22号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（最情）答申第73号）

件名：下級裁判所の所持品検査の実施状況を取りまとめた文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「全国の下級裁判所の所持品検査の実施状況について取りまとめた文書（最新版）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「金属探知機を利用した警備の実施状況一覧表」及び「金属探知機を利用した警備の実施状況報告（詳細版）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年6月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判所の所持品検査の状況はインターネットでそれなりに公表されていることからすれば、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）の全部が不開示情報に相当するとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件不開示部分には、全国の家庭裁判所における金属探知機を利用した警備の実施状況に関する情報が記載されている。これらの情報は、公にするといずれも公共の安全と秩序の維持に支障が生じたり、法廷運営や警備事務の適正な遂行に支障が生じたりする情報に該当し、行政機関の保有する情報の公開に関

する法律（以下「法」という。）5条4号及び6号に定める不開示情報に相当する。

- 2 なお、苦情申出人は、裁判所の所持品検査の内容がインターネットでそれなりに公表されているとして、本件不開示部分の全部が不開示情報に相当するとはいえないと主張する。しかし、本件不開示部分に記載された情報は、裁判所として公表していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年7月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月15日 審議
- ⑤ 同年12月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は全国の家庭裁判所における金属探知機を利用した警備の実施状況の一覧表及びその詳細版であり、そのうち本件不開示部分は、各庁における実施件数のほか、実施した庁名、実施年月日等の具体的な実施状況に関する記載であることが認められる。このような記載内容を踏まえれば、本件不開示部分を公にすると、各庁における金属探知機を利用した警備の実施状況から、同警備の実施についての傾向や警備の内容を推測されるなどして、警備の妨害等を企てられるおそれがあり、ひいては法廷運営や警備事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

なお、苦情申出人は、裁判所の所持品検査の状況はインターネットでそれなりに公表されている旨主張するが、本件不開示部分が公表されている事実は認められないから、上記主張は採用できない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当す

ると認められる。

- 2 以上のおり，原判断については，本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人